

訂正のお知らせ

本書『ケアマネジャー合格テキスト' 20』のなかで、誤りがございましたので、
謹んで訂正申し上げます。読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

●P341 表内の③「薬剤師が行う場合」の8～9行目。

【誤】※(1)(2)ともがん末期の患者および

中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

【正】ただし、(2)の薬局の薬剤師が、がん末期の患者および中心静脈
栄養患者に対して行なった場合は、週2回かつ月8回算定できる。

●P342 左欄に次の下線2カ所に「介護医療院」を追加

通所リハビリテーション 居
宅要介護者（主治の医師がその
治療の必要の程度につき厚生
労働省令で定める基準に適合
していると認められたものに限る。）
について、介護老人保健施設、
介護医療院、病院、診療所その
他の厚生労働省令で定める施
設に通わせ、当該施設において、
その心身の機能の維持回復を
図り、日常生活の自立を助ける
ために行われる理学療法、作業
療法その他必要なリハビリテ
ーションをいう（法第8条第8
項）。
注：施設は、現在、介護老人保
健施設・介護医療院・病院・診
療所だけである。

●P442 側注・ポイントの下記の部分を変更

ポイント

短期入所生活介護は、スポ
ットの利用を想定してい
るため、連続30日を超える
利用の超過部分は、介護報
酬が算定されない。

↓

ポイント

短期入所生活介護は、スポ
ットの利用を想定してい
るため、連続30日を超える
利用の超過部分は、介護報
酬が**減算される**。ただし、
介護給付のみで、介護予防

短期入所生活介護の30日超
過部分は算定されない。

- P503 表内の「7」の通所リハビリテーションに次の下線2カ所「介護医療院、」を追加
7 通所リハビリテーション（法第8条第8項）

居宅要介護者（主治医がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準①に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設②に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション。

- ① 病状が安定期にあり、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要すること
- ② 介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所（つまり、その他の施設はない）

- P503 表内の「5」の介護予防通所リハビリテーションに、次の下線の「介護医療院、」を追加。
5 介護予防通所リハビリテーション（法第8条の2第8項）

居宅要介護者（主治医がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準①に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設②に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション。

- ① 病状が安定期にあり、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要すること
- ② 介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所（つまり、その他の施設はない）

- P503 表内の「9」の短期入所療養介護と「6」の介護予防短期入所療養介護についても、各々2カ所「介護老人保健施設、」の後に「介護医療院、」を追加。